

○盛岡・紫波地区環境施設組合財産管理規則

平成19年3月28日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡・紫波地区環境施設組合有財産（物品を除く。）の取得、管理及び処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

(財産の管理等)

第2条 財産の管理等については、矢巾町財産管理規則（平成19年矢巾町規則第20号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。